

機 能 ・ 計 画

1 生活文化局の機能

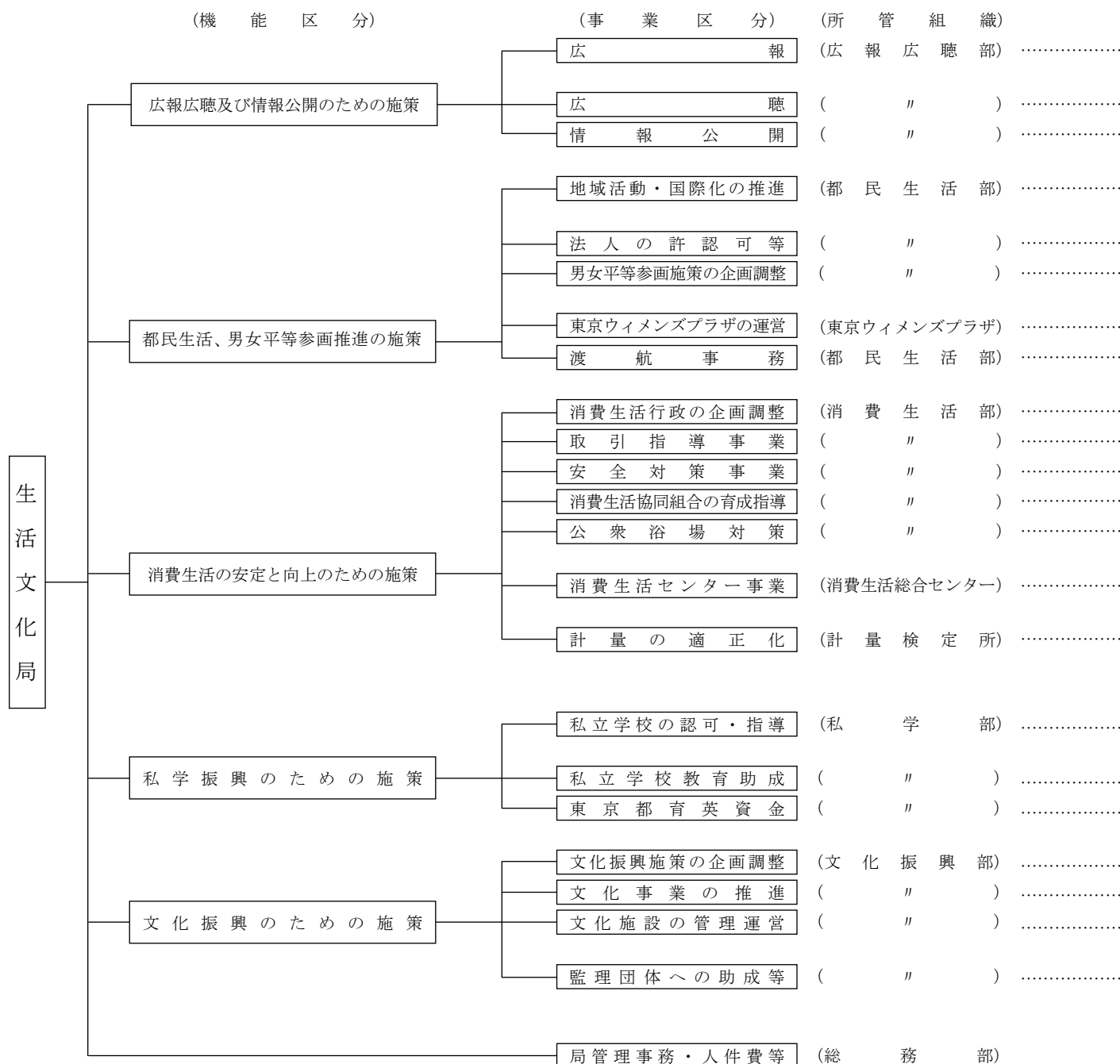
生活文化局は、情報化、国際化、少子高齢化等社会の変化に的確に対応しながら、都民の幅広い活動を支援し、生活の質的豊かさを求める都民の多様なニーズに応える役割を担っている。この役割を果たすため、都民の日常生活と深い関わりのある施策について、「都民ファースト」の視点に立ち、各局横断的に調整・推進する。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功とその先を見据えた東京の更なる成長の創出へ向け、各分野において施策を展開していく。

具体的には、次の施策が挙げられる。

- | | |
|--------------------|---|
| 1 広報広聴及び情報公開のための施策 | 都政情報の迅速かつ的確な提供及び都政に資する都民の声の集約
情報公開制度及び個人情報保護制度の適切な運用 |
| 2 都民生活、男女平等参画推進の施策 | 公益法人等許認可事務及び市民活動の促進と協働の推進
男女平等参画社会の実現を目指した各種施策の推進 |
| 3 消費生活の安定と向上のための施策 | 消費者被害防止のための消費生活情報の収集・提供等、適正な取引環境整備の推進 |
| 4 私学振興のための施策 | 私立学校の認可事務及び経常費補助や保護者負担軽減補助等の助成策による、私立学校の振興支援 |
| 5 文化振興のための施策 | 都立文化施設の運営、東京の文化を創造するための環境整備、東京2020大会文化プログラム |

2 生活文化局の事業体系図



(主 業)

- ……………広報東京都、都政、新聞広告、テレビ・ラジオ、シティホールテレビ、都庁総合ホームページ、とちょうーい、知事と議論する会、
広報広聴会議、広報広聴の企画・調整、都政記録写真等
- ……………世論調査、インターネット都政モニター、知事への提言、要望・意見等、都政一般相談、交通事故相談、外国人相談、都民情報ルーム
- ……………情報公開制度、個人情報保護制度、特定個人情報保護制度
- ……………地域活動の推進、共助社会づくりの推進、東京ボランティア・市民活動センター運営費補助、多文化共生の推進、東京都防災(語学)ボランティア等地域国際化の企
画調整、在住外国人支援事業助成、国際交流・協力を促進する情報提供及び普及啓発、東京都太田記念館の管理運営、「外国人おもてなし語学ボランティア」育成事業
- ……………宗教法人認証、公益法人認定等、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づく法人認証・認定
- ……………男女平等参画施策の企画連絡、男女平等参画審議会の運営、計画の策定、ライフ・ワーク・バランスの推進、女性の活躍推進の気運醸成、
配偶者等暴力対策
- ……………普及啓発事業、相談事業、情報提供、配偶者暴力相談支援センター事業、女性の活躍推進、管理運営等
- ……………旅券発給に関する事務等
- ……………企画調整、消費生活対策審議会、消費生活調査、高齢者被害対策
- ……………取引指導(事業者指導、行政処分等、架空請求対策)、表示適正化対策(品質表示等適正化、景品表示適正化)
- ……………商品等の危害防止対策(情報収集・発信、調査・分析、安全な商品の普及啓発)
- ……………消費生活協同組合の育成指導
- ……………健康増進型公衆浴場改築支援事業、公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業、公衆浴場耐震化促進支援事業、確保浴場対策、
公衆浴場改善資金利子補助、下水道料金補助、生活保護世帯入浴券助成、公衆浴場利用促進事業補助、公衆浴場対策協議会等
- ……………消費生活相談等(消費生活相談、相談情報システム、相談テスト、被害の救済)、情報提供、消費者教育及び活動支援・協働、
消費生活総合センターの管理運営
- ……………事業の登録・届出・指定、検定、定期検査・計量証明検査、立入検査、計量受託検査、普及と教育等、計量技術の国際協力
- ……………私立高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、特別支援学校、幼稚園、専修・各種学校の認可・指導、東京都私立学校審議会、
学校法人会計基準の指導
- ……………経常費補助、保護者負担軽減、その他補助、国庫補助に係る法定受託事務、東京都私立学校助成審議会
- ……………育英資金の貸付・返還
- ……………企画調整等、東京芸術文化評議会、アーツカウンシル東京、文化プログラムの推進、アール・ブリュットの振興
- ……………文化行事等、舞台芸術の振興、アーティスト支援、公共空間の開放、花火大会助成、東京都平和の日記念行事等
- ……………東京都江戸東京博物館、江戸東京たてもの園、東京都写真美術館、東京都現代美術館、東京都美術館、東京文化会館、東京芸術劇場、
東京都庭園美術館の管理運営
- ……………公益財団法人東京都歴史文化財団、公益財団法人東京都交響楽団事業への助成

3 生活文化局における大規模施設等の改築・改修

都有施設の多くは、昭和40年代及び平成初期に整備されてきたが、前者は、施設そのものの経年劣化が進行し、後者は、設備を中心とした更新時期を迎えている。

そこで都は、平成21年2月に「主要施設10ヵ年維持更新計画」を策定した。

生活文化局が所管する文化施設等についても、この計画に基づき、施設の劣化状況、都有財産の効果的な活用の観点から、必要な改築・改修工事を実施していく。

当局における主な対象施設は以下のとおりである。

○計画施設

基本設計に着手する（又は着手を目指す）施設

都民サービスを提供していく上で必要な施設

- ・芸術文化などの創造・発信拠点となる施設【芸術文化施設など】

施 設 名	改 築	改 修	備 考
東京都美術館 東京芸術劇場 東京都庭園美術館（管理棟） 東京文化会館 東京都江戸東京博物館 東京都写真美術館 東京都現代美術館	○	○ ○ ○ ○ ○ ○	大規模改修終了 大規模改修終了 管理棟改築終了 大規模改修終了

- ・その他、維持更新が特に必要な施設

施 設 名	改 築	改 修	備 考
計量検定所 タクシーメーター竹芝検査場	○ ○		改築終了 改築終了

- ◆ 「改築」及び「改修」の区分については、各施設の建築年数、これまでの改修実績などを踏まえ、現段階で想定される維持更新手法を示したものである。

今後、施設の劣化状況や建物の特性を踏まえ、社会経済状況、施設の行政ニーズに対する満足度、環境負荷の低減などを総合的に勘案し、最も合理的かつ効果的な維持更新手法を事業実施時まで決定していく。